

一般競争入札

十日町市有財産売却のご案内

【旧角間教員住宅】

令和2年度
十日町市

— 目次 —

1 売払物件	3
2 入札参加申込から物件引渡しまでの流れ	3
3 入札参加申込	4
4 現地見学会	4
5 入札及び開札	4
6 入札書の提出方法	5
7 入札参加資格	5
8 入札に必要なもの	5
9 契約の締結及び売買代金の支払	5
10 所有権の移転等	6
11 用途の制限	6
12 入札不調物件の売払申込	6
◎ 物件調書・案内図・明細図	7～10
◎ 「入札参加申込書」及び記載例	11～12
◎ 「入札書」及び記載例	13～14
◎ 「封筒」記載例	15
◎ 暴力団等の排除に関する誓約書	16
◎ 市有財産売買契約書（案）	17～19
◎ 市有財産売払申込書	20

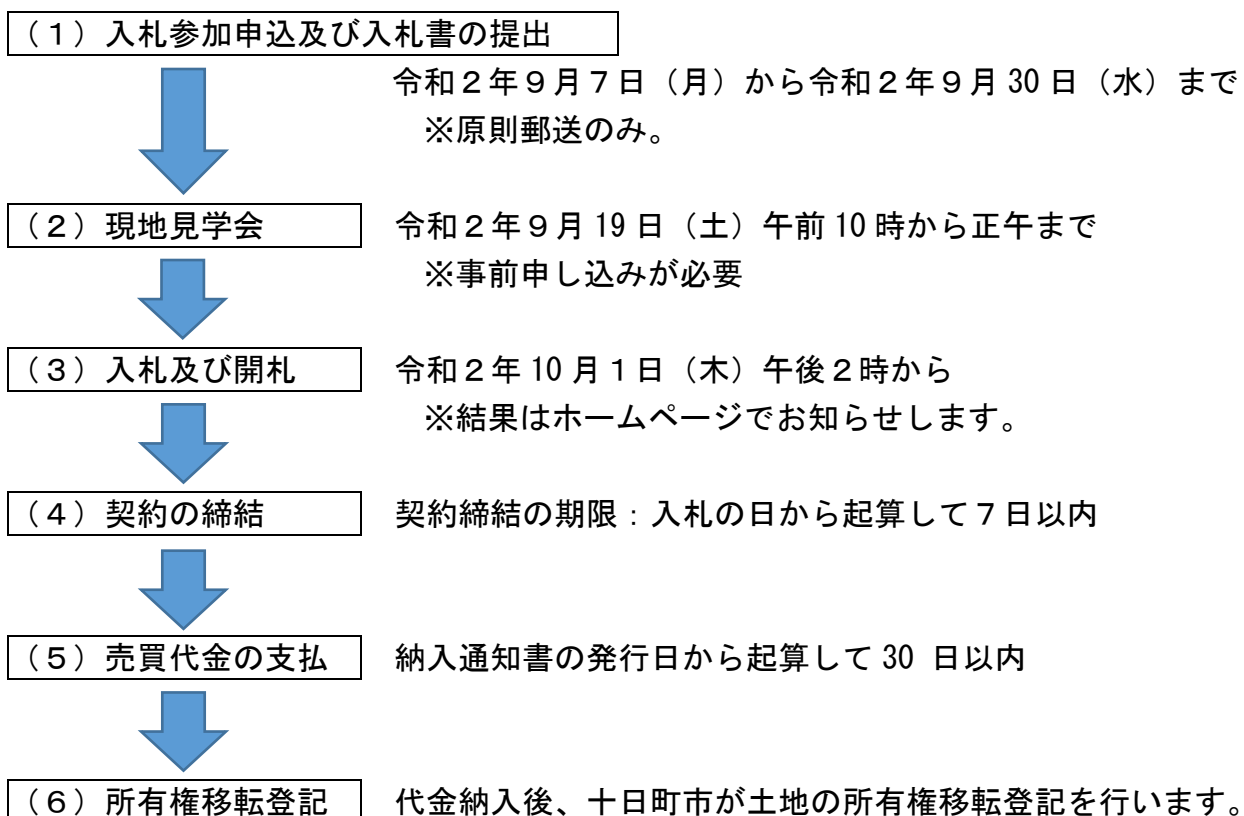
1 売払物件

物件を一般競争入札※で売却します。

区分	所在地	構造	延床面積 (㎡)	最低売却価格
建物	十日町市角間字上川原末 1596 番地 2	木造 1階高床	207.74	533,598 円
区分	所在地	地目	面積(㎡)	
土地	十日町市角間字上川原末 1596 番地 2	宅地	319.38	
	十日町市角間字上川原末 1597 番地	宅地	56.13	

※一般競争入札とは、十日町市があらかじめ決めた価格（最低予定価格）以上の金額で、最も高い金額をつけた方に購入していただく方法です。最低予定価格未満では落札できません。同額の場合はくじにより決定します。

2 入札参加申込から物件引渡しまでの流れ



《問合せ先》

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市総務部財政課
電話：025-757-3111（代表） FAX：025-752-4635

■入札の執行に関すること

契約検査係 内線 221、222

メール：keiyaku-zaisei@city.tokamachi.lg.jp

■入札以外の売却業務全般に関すること

管財係 内線 220、223

3 入札参加申込

①期間：令和2年9月7日（月）から令和2年9月30日（水）午後4時まで（必着）

②申込方法：

- ・入札参加申込書（11～12 ページ参照）に記入押印の上、財政課管財係へ書留（簡易書留可）により郵送してください。共有名義で入札に参加する場合は、共有者全員が連名で記入押印、としてください。持参される場合は、新型コロナウイルス感染予防のための対策を十分に行ってください。

③提出先：〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市財政課管財係

【注意】

- ・入札参加申込をしていない方は、入札に参加できません。

4 現地見学会

①日時：令和2年9月19日（土）午前10時から正午まで

②場所：売払物件の所在地で行います。

③事前申込：

- ・現地見学会は事前申込制となっています。
- ・参加希望者は令和2年9月18日（金）午後4時までに財政課管財係にお電話でお申込みください。

【注意】

- ・現地見学会に必ずしも参加する必要はありません。
- ・ただし、入札参加者は入札手続き及び物件についてすべて承知しているものとして取り扱います。

5 入札及び開札

①日時：令和2年10月1日（木）午後2時

②場所：十日町市役所内

③その他：

- ・入札結果はホームページで公表します。

- ・入札に関して不明な点については入札の日の1週間前までに書面でお問い合わせください。それ以降の問合せには回答できません。
- ・受付した質問及び回答の主なものについてはホームページに掲載する予定です。
- ・落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより決定します。

6 入札書の提出方法

- ・令和2年9月30日（水）午後4時（必着）までに書留（簡易書留可）による郵送により提出してください。持参される場合は、新型コロナウイルス感染予防のための対策を十分に行ってください。

7 入札参加資格

- ・十日町市に在住がある個人又は事業者で、期限までに入札参加申込書を提出している者としてします。
- ・ただし、地方自治法施行令第167条の4及び十日町市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する者は入札に参加することができません。

【例】

- ・成年被後見人
- ・未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

8 入札に必要なもの

- ①入札書・・・13～14 ページ参照
- ②封筒（大、小各1部）・・・15 ページ参照

9 契約の締結及び売買代金の支払

①売買契約締結時期

- ・落札者と落札の日から起算して7日以内に売買契約を締結します。この期間中に売買契約を締結しない場合は、落札者の資格を失います。

②契約締結に必要なもの

- ア 印鑑（法人の場合は代表者印、個人の場合は実印）
- イ 印鑑（登録）証明書
- ウ 収入印紙（契約金額が50万円～100万円以下：500円）
- エ 契約保証金 免除する。
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書（16 ページ参照）

③売買代金

- ・契約締結時にお渡しする納入通知書により期限（発行の日から起算して30日以内）までに全額納付してください。

10 所有権の移転等

- ①売買代金全額の入金を確認した後に所有権の移転登記を行います。所有権移転登記は、売払物件の引渡し後、買受人の請求により十日町市が行います。ただし、建物の登記は行いません。
- ②売払物件は現状のまま引き渡します。
- ③物件調書等と現況とが相違する場合には、現況が優先します。
- ④所有権移転登記に当たって必要なもの
 - ア 現在事項全部証明書（法人の場合）又は住民票抄本（個人の場合） 1部
 - イ 印鑑（登録）証明書 1部
 - ウ 登録免許税（印紙代） ※別途
- ⑤物件の取得に伴い、不動産取得税、固定資産税が課税されますのでご注意ください。

11 用途の制限

- ・物件は、以下の用途に用いることができません。
- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第13項に規定する営業
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所

12 入札不調物件の売払申込

- ・今回売却する物件が入札不調となった場合については、入札時に示した最低売却価格以上での随意売払（先着順）の申込を入札後から受け付けます。
- ・購入を希望される方は、21ページの市有財産売払申込書に必要事項を記載の上、法人の場合は現在事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本、印鑑（登録）証明書（個人、法人いずれの場合も）を添付して財政課管財係まで申し込んでください。

物 件 調 書

		物件番号	管財-3			
物 件 名	旧角間教員住宅とその敷地					
最低売却価格	533,598 円					
所 在 地 (住居表示)	十日町市角間字上川原未 1596 番地 2					
面 積	375.51 m ² (375.51 m ²)	地目	宅地	形状	明細図のとおり	
接面道路の幅員 及 び 構 造	国道 353 号線 (片側歩道) に隣接					
法令等に基づく制限	都市計画区域	区域外				
	用途地域	なし				
	指定建ぺい率	なし	指定容積率	なし		
	その他の制限	都市計画課建築住宅係に問合せてください。				
私道の負担等 に関する事項	負担の有無	無	負担の内容			
供給処理 施設の状況			事業所名			
	電 気	未	東北電力(株)			
	上水道	未	市内業者			
	下水道	合併浄化槽	十日町市上下水道局			
	ガ ス	プロパン	市内業者			
交通機関 (現地から)	バ ス					
	鉄 道					
公 共 施 設 等 (現地から)	施設名	現地からの距離				
	中里なかよし保育園		約 10.0 km			
	市立田沢小学校		約 10.0 km			
	市立中里中学校		約 10.0 km			
	十日町市中里支所		約 10.0 km			
	(社)清津福祉会上村診療所		約 10.0 km			

特記事項

- ・ 現状での引渡しとなります。土地の造成等については応じられません。
- ・ 現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。
- ・ 地質調査及び埋設物調査は実施していません。
- ・ 越境物が発見された場合、越境物に関する隣接地権者との協議は十日町市では行いませんので、買受人において隣接地権者と協議を行ってください。
 ※接道等、再建築に関することは、入札前に以下に問合せを行うなど、状況を確認した上で入札に参加してください。
 ※物件の現況、土地の利用制限等の諸規制については必ず各自でご確認ください。

1 敷地内の地下埋設物について

- ①公共下水道、宅内マンホール
 合併浄化槽です。
- ②電話、電気
 埋設されていません。
- ③水道管、給水管
 湧水です。毎年受水槽等の清掃及び水質検査が必要です。

2 境界について

復元測量は実施しません。

3 土地・建物について

(1) 建物

所在地	建築年	構造	用途	延床(m ²)
角間字上川原未 1596 番地 2	H7	木造 1階高床	住宅	207.74

(2) 土地

土地の表示	地目	面積(m ²)
角間字上川原未 1596 番地 2	宅地	319.38
角間字上川原未 1597 番地	宅地	56.13

【入札参加申込】

- ①期間：令和2年9月7日（月）から令和2年9月30日（水）
午後4時まで（必着）※原則郵送のみ。
- ②申込方法：
・入札参加申込書（11～12ページ参照）に記入、押印の上、財政課管財係へ書留（簡易書留可）による郵送により提出してください。共有名義で入札に参加する場合は、共有者全員が連名で記入、押印としてください。
- ③提出先：〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市財政課管財係
「注意」
・入札参加申込をしていない方は、入札に参加できません。
・持参される場合は、新型コロナウイルス感染予防のための対策を十分に行ってください。

【現地見学会】

- ①日時：令和2年9月19日（土）午前10時から正午まで
②場所：売払物件の所在地で行います。
③事前申込：
・現地見学会は事前申込制となっています。
・参加希望者は令和2年9月18日（金）午後4時までに財政課管財係にお電話でお申込みください。

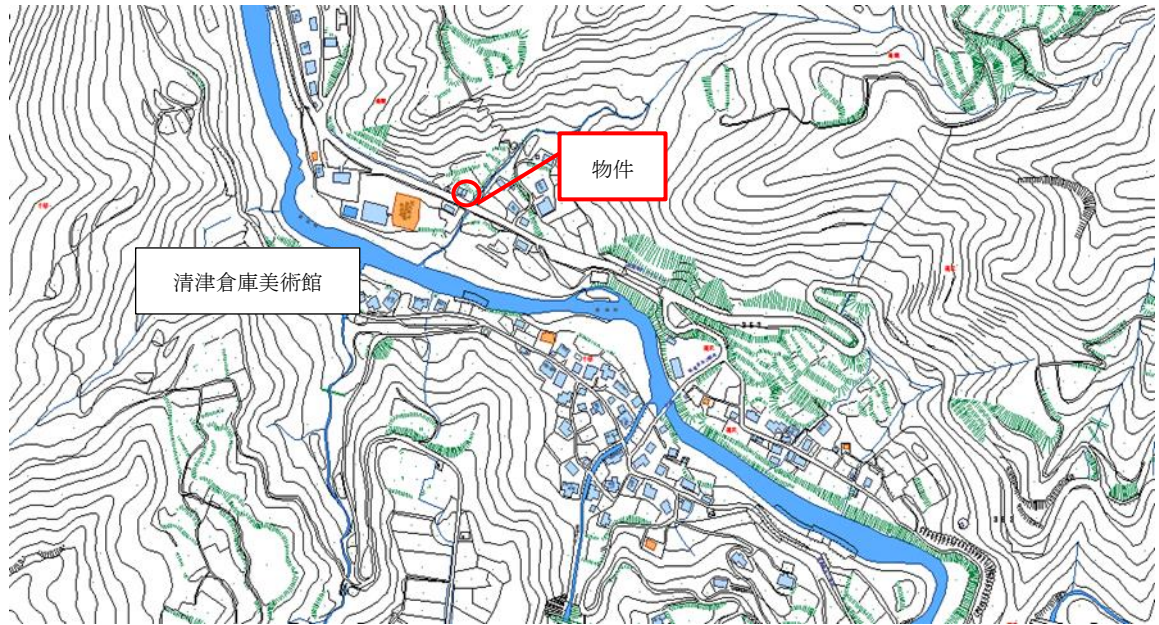
【入札及び開札】

- ①日時：令和2年10月1日（木）午後2時
②場所：十日町市役所 全員協議会室
・落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより決定します。

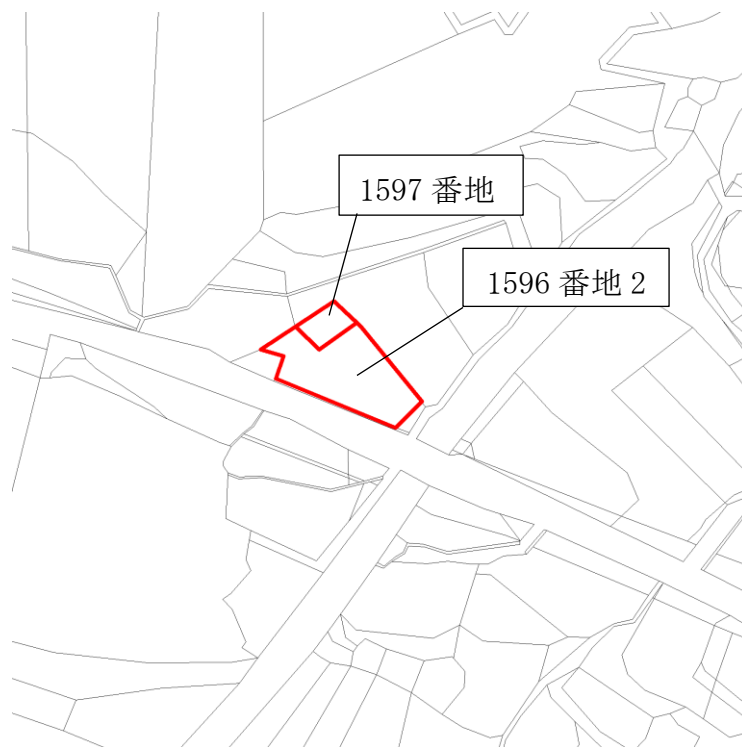
【入札書の提出方法】

- ・令和2年9月30日（水）午後4時（必着）までに書留（簡易書留可）郵送により提出してください。

案内図



明細図



令和2年 月 日

十日町市長 関口 芳史 様

申込人 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

㊞

入札参加申込書

以下の売払物件について、一般競争入札の参加を申し込みます。

物件番号	名称	所在地
管財-3	旧角間教員住宅	十日町市角間字上川原未 1596 番地 2

私は、上記売払物件の入札参加申込にあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではありません。
- 2 十日町市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 3 入札参加申込にあたり、売払物件、入札手続き、物件調書の内容等をすべて承知のうえ申し込みます。

《 記 載 例 》

令和2年 ● 月 ● 日

十日町市長 関口 芳史 様

申込人 住 所：十日町市**丁目**番地
氏 名：株式会社****
代表取締役 甲野 太郎 (印)
電話番号：***-***-***

入札参加申込書

以下の売払物件について、一般競争入札の参加を申し込みます。

物件番号	名称	所在地
管財-3	旧角間教員住宅	十日町市角間字上川原未 1596 番地 2

私は、上記売払物件の入札参加申込にあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではありません。
- 2 十日町市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 3 入札参加申込にあたり、売払物件、入札手続き、物件調書の内容等をすべて承知のうえ申し込みます。

※住所、氏名及び使用する印鑑は入札書と同一とすること。

※共有名義で入札に参加する場合、申込人の欄を適宜追加し、共有者全員が連名で記入、押印してください。

入札書

1 入札金額

	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入すること)

2 入札保証金 免除する

3 入札物件

物件番号	名称	所在地
管財-3	旧角間教員住宅	十日町市角間字上川原未 1596 番地 2

十日町市財務規則（平成 17 年規則第 63 号）及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 2 年 月 日

住所

氏名

印

十日町市長 関口 芳史 様

《 記 載 例 》

入 札 書

1 入札金額

	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	*	*	*	*	*	*	*
※最低売却価格以上の額をご記入ください。								

(金額の頭に¥を記入すること)

2 入札保証金 免除する

3 入札物件

物件番号	名称	所在地
管財-3	旧角間教員住宅	十日町市角間字上川原未 1596 番地 2

十日町市財務規則（平成 17 年規則第 63 号）及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 2 年 ● 月 ● 日

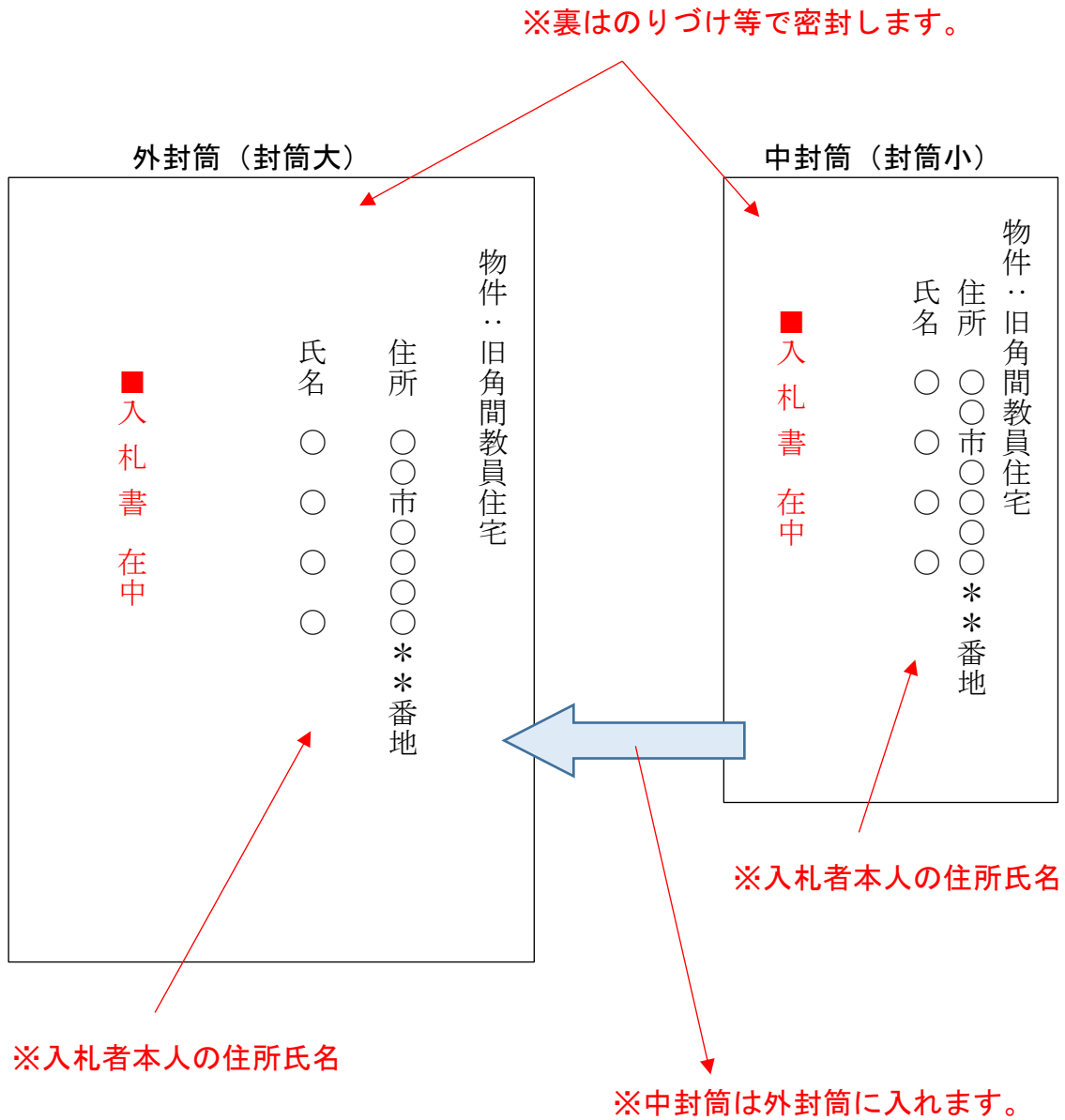
申込人 住 所：十日町市**丁目**番地
氏 名：株式会社****
代表取締役 甲野 太郎 印

十日町市長 関口 芳史 様

※入札金額・入札保証金の金額の頭に「¥」マークを付けること。

※法人の場合は、代表者印を押印すること。

《 「封筒」 記載例 》



※各封筒の大きさ、色は自由とします。

※「入札書在中」の文字は朱書きしてください。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和2年 月 日

十日町市長 関口 芳史 様

住所

名称

代表者（役職・氏名）

⑩

私は、十日町市と市有財産売買契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、参加資格の取り消しなど、市の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 自社（契約者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、十日町市に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

十日町市有財産売買契約書（案）

売主 十日町市（以下、「甲」という。）と買主 ●●（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり市有財産（土地）に関する売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の売買物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に、金●●円で売り渡す。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、売買代金を甲の発行する納入通知書により、甲に納付しなければならない。

2 売買代金は、前項に規定する納入通知書発行日から起算して30日以内に、甲の指定する口座に振り込むものとする。

2 売買代金の振り込みが前項の指定期限より遅延するときは、年利2.7%の日割で計算した利息を加算して、乙は支払うものとする。

（所有権の移転時期）

第5条 土地の所有権は、売買代金の全額納入を甲が確認したとき甲から乙に移転する。

（土地の所有権移転登記）

第6条 土地の所有権移転登記は、売買代金の全額納入を甲が確認した後、甲が囑託する。ただし、登録免許税及びその他登記に必要な費用は乙の負担とする。

（土地の引渡時期及び維持管理）

第7条 甲は、第5条により土地の所有権が乙に移転したとき、土地を引き渡す。

2 乙は、前項により土地の引き渡しを受けた後、土地を善良なる管理者の注意をもって維持管理するとともに、境界標を適切に管理し、万一境界標が毀損等した場合は自己の費用で復元しなければならない。

（土地の滅失または毀損）

第8条 乙は、本契約締結のときから土地の引き渡しまでの間において、土地が甲の責に帰すことができない事由により滅失または毀損した場合に、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（売買物件に関する契約不適合責任）

第9条 甲は、本契約締結後、売買物件に関する不適合（種類、品質及び数量の不足など）についての担保責任等を負わないものとする。

(用途の制限事項)

第 10 条 乙は、売渡物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から 5 年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできない。

(契約の解除)

第 11 条 乙が、本契約に定める義務を履行する見込みがないと甲が認めたときは、甲は、本契約を解除することができる。

(売買代金等の返還)

第 12 条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、返還金に利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したとき、乙が土地に支出した必要費、有益費、その他一切の費用を返還しない。

(土地の返還)

第 13 条 乙は、甲が第 11 条に規定する解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに土地を原状に復して返還しなければならない。ただし、甲が認めたときは現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により土地を甲に返還するときは、土地の所有権移転登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、土地の返還により損害を被っても、甲に対しその賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、これに対する賠償を請求することができる。

(費用負担)

第 15 条 本契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(公租公課)

第 16 条 本契約締結後、土地について乙の名義で賦課される公租公課は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 本契約に疑義を生じたとき、または定めのない事項について必要が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、両者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和2年●月●日

住所 十日町市千歳町3丁目3番地
甲 十日町市
代表者 十日町市長 関口 芳史 ㊞

住所
乙 (称号)
氏名又は代表者職氏名 ㊞

売買物件

区分	所在地	構造	延床面積(m ²)
建物	十日町市角間字上川原末 1596 番地 2	木造 1 階高床	207.74

区分	土地の表示	地目	面積(m ²)
土地	十日町市角間字上川原末 1596 番地 2	宅地	319.38
	十日町市角間字上川原末 1597 番地	宅地	56.13

令和2年 月 日

十日町市長 関口 芳史 様

申込人 住 所
氏 名
電話番号

⑩

市有財産売払申込書

以下の市有財産の売払いを申し込みます。

物件番号	名称	所在地	価 格
管財-3	旧角間教員住宅	十日町市角間字上川原未 1596 番地 2	円

私は、十日町市が実施する上記市有財産の売払いにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者ではありません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 十日町市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 4 売払申込にあたり、売払物件、売買契約条件、物件調書の内容等をすべて承知のうえ申し込みます。

【添付書類】

- 1 住民票抄本（法人の場合は現在事項全部証明書）
- 2 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

受付番号	受付印